

日額制の委員会を持つ都道府県の考え方

都道府県	委員会	日額の理由
北海道	収用	土地収用等の申請等があってはじめて業務が発生するものであり、年単位、月単位における業務量の増減が大きいことや他県においても日額制をとっている事例があることなどの状況を勘案した。
栃木県	内水面	開催不定期及び回数が少ない
群馬県	内水面	出務頻度等を考慮
埼玉県	内水面	未回答
東京都	海区、内水面	昭和39年当初から日額であり決定経緯は不明
富山県	内水面、収用	昭和37年当初から日額であり決定経緯は不明
福井県	海区、内水面 収用	勤務実態を考慮 昭和29年当初から日額であり決定経緯は不明
山梨県	内水面、収用	委員会の開催状況、全国の都道府県の状況、委員の職務内容や勤務態様等を考慮
長野県	内水面、収用	昭和27年当初から日額であり決定経緯は不明
岐阜県	内水面	決定経緯は不明。活動状況によると思われる。
滋賀県	海区、内水面	委員会設置当初から日額であり決定経緯は不明
京都府	海区、内水面	詳細は不明。月1回程度の活動実態を考慮したものと推測される。
奈良県	内水面	未回答